明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一〇三）　一
〔告　示〕
○内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和六年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（内閣官房・内閣府・デジタル庁・復興庁一）　五
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務四〇〇）　一五
○重要文化財を分割し片方を国宝に指定する件（文部科学一六七）　一六
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同一六八）　一七
○重要文化財に有形文化財を追加して指定する件（同一六九）　一九
○文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同一七〇）　二〇
○肥料を登録した件（農林水産二二五七）　二〇
○平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件（国土交通一三二四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度第二・四半期における予算使用の状況（内閣）　三
令和六年度第二・四半期における国庫の状況（同）　六九
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　七七
裁判所
破産、免責、再生関係　八〇
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、押収物還付関係　二六
会社その他
会社決算公告

省　令

○国土交通省令第百三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四号）の一部の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の四第二項、第十九条の二十二第一項及び第十九条の五十四並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月九日

国土交通大臣　中野　洋昌